

平成28年11月30日裁決

主文

後記理由欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、健康保険法（平成27年法律第31号による改正前のもの。以下「健保法」という。）による傷病手当金及び〇〇健康保険組合（以下「保険組合」という。）の規約に基づく傷病手当金付加金の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

- 請求人は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間について、低齶液圧症候群の療養のため労務に服することができなかつたとして、平成〇年〇月〇日（受付）、保険組合に対し、傷病手当金及び傷病手当金付加金（以下「本件傷病手当金等」という。）の支給を請求した。
- 保険組合は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に對し、健保法第193条の規定により給付を受ける権利が時効消滅しているとして、本件傷病手当金等を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 本件は、請求人が、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした事案であり、争点は本件傷病手当金等の支給請求権の消滅時効の成否である。

第3 当事者の主張

- 請求人の主張は、別紙1記載のとおりであり、その要旨は以下のとおりである。

民法第166条第1項は「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する」と定めているところ、最高裁判所昭和45年7月15日大法廷判決は、こ

の規定の解釈として「単にその権利の行使につき法律上の障害がないだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である。」と判示している。

請求人は、平成〇年〇月〇日付で、休職期間満了（休職期間満了時における就労不能）を理由に解雇されたが、休職事由であった傷病の治癒を主張して解雇の効力を争い、賃金仮払仮処分を申し立て、その後、地位確認請求訴訟を提起して係争中であったから、この間に本件傷病手当金等の支給申請を行えば、裁判官から賃金仮払仮処分及び地位確認請求訴訟での主張と「矛盾した行動」と評価され、賃金仮払仮処分及び地位確認請求訴訟に不利に影響する蓋然性があった。したがって、賃金仮払仮処分及び地位確認請求訴訟の係争中、とりわけ仮払仮処分が認容され仮払金受領後である地位確認請求訴訟の係争中においては、本件傷病手当金等の支給請求の権利を行使することが現実に期待できるものではないといふべきである。

よって、請求人が賃金仮払仮処分及び地位確認請求訴訟の手続中であった平成〇年〇月〇日までは、本件傷病手当金等の支給請求権の消滅時効は進行しなかつたというべきであり、消滅時効は完成していないから、原処分は取り消されるべきである。

- 保険者の主張は、別紙2記載のとおりであり、その要旨は以下のとおりである。

本件傷病手当金等については、支給申請期間の始期である平成〇年〇月〇日から権利行使は現実に期待できたものであり、そうでないとしても、地位確認請求訴訟において請求人の請求を棄却する旨の第1審判決があつた平成〇年〇月〇日、又は請求人の控訴を棄却する旨の控訴審判決があつた平成〇年〇月〇日には、権利行使が現実に期待できるものであつたから、支給申請時の平成〇年〇月〇日の時点で2年の消滅時効は完成して

いたといえる。請求人は、傷病が完全に治癒していないことを承知しているながら、本件傷病手当金等の支給請求ではなく、解雇を争って、仮処分申請から地位確認請求訴訟に踏み切ったものである。その判断は誤りであって、それなりの根拠をも欠くものであったから、本件傷病手当金等の支給請求につき、権利行使が現実に期待できないという場合に当たらない。

第4 当審査会の判断

1 法律の規定等について

傷病手当金の支給については、健保法第99条第1項において「被保険者(……)が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金……を支給する。」と規定されており、資格喪失後の傷病手当金の継続給付については、健保法第104条に「被保険者の資格を喪失した日(……)の前日まで引き続き1年以上被保険者(……)であった者(……)であって、その資格を喪失した際に傷病手当金……の支給を受けているものは、被保険者として受け取ることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。」と規定されている。

また、健保法第108条第1項は、傷病手当金と報酬との調整について、「疾病にかかり、負傷し……た場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金……を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金……の額より少ないときは、その差額を支給する。」と規定している。

傷病手当金付加金の支給については、保険組合規約第60条に、被保険者が傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金を支給する旨が規定されている。

そして、保険給付を受ける権利の時効については、健保法第193条第1項に「…保険給付を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。」と規定され、健保法第194条に「…期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。」と規定されており、民法第166条第1項に「消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。」と規定されている。

なお、消滅時効の起算日については、「傷病手当金及び出産手当金の請求権消滅時効の起算日について」(昭和30年9月7日保険発第199号の2厚生省保険局健康保険課長・船員保険課長通知)によれば、傷病手当金の請求権の消滅時効は、労務不能であった日ごとにその翌日から起算されるものであるとされている。

また、最高裁判所昭和45年7月15日大法廷判決は、前記民法第166条第1項の「権利を行使することができる時」の解釈に関して、「単にその権利の行使につき法律上の障害がないだけではなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待のできるものであることをも必要と解するのが相当である。」と判示している。

2 本件傷病手当金等の請求権は、法律上は、労務不能であった平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで日々行使が可能である。そこで、以下、請求人について、本件傷病手当金等の請求権の権利行使が現実に期待できるものであったか否かを検討する。

3 本件記録によれば、以下の事実が認められる。

(略)

4 以上の事実によると、請求人は、傷病(胸郭出口症候群及び低髄液圧症候群)が治癒して復職可能であることを理由に、本件解雇の無効を主張し、地位確認(地位保全)及び平成〇年〇月〇日以降の賃金の支払を求める別件仮処分及び別件訴訟を提起しているのである(当初

は胸郭出口症候群の治癒の有無が争点であったが、その後の審理の経過により、胸郭出口症候群及び低髄液圧症候群の双方の治癒の有無が争点となっている。）。他方、傷病手当金は、「療養のため労務に服することができない」ことが支給の要件とされ、また、事業主から傷病手当金の額よりも多い報酬の支給を受けたときは、傷病手当金の支給はされないものであるところ、本件傷病手当金等は、対象傷病を低髄液圧症候群とし、対象期間を平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日とするものであるから、請求人の賃金支払請求権と本件傷病手当金等支給請求権は両立しないものであり、請求人に対し、二つの請求権を同時に行使することを要求することには無理があるというべきである。

そして、復職可能か否かは、請求人本人の問題ではあるが、復職の可否を判断する際の基準となるべき従前の職種が何であるのか、請求人の傷病につき復職可能（治癒）の証明が尽くされたといえるか否かは、法律的、医学的な判断を含む事柄であり、請求人本人にとっても一義的に明確な事柄ではない。したがって、請求人が、まず、地位確認（地位保全）及び賃金支払を求める別件仮処分及び別件訴訟を選択したことをもって不当ということはできない。そして、別件仮処分決定は請求人の賃金仮払の申立てを認容したのであり、保全処分における暫定的な判断にせよ、裁判所において、請求人の主張に沿う内容の判断が示されたのである。このような状況の下で、請求人が本件傷病手当金等の支給を申請し、低髄液圧症候群が治癒していない旨を積極的に主張・立証することは、既に認容された別件仮処分及び現に係属中の別件訴訟における自己の主張を否定することになり、その主張の正当性を大きく減殺することは明らかである。したがって、別件仮処分決定により請求人の賃金仮払の申立てが認容された後においては、請求人に本件傷病手当金等の支給請求権を行使

することを期待することは、困難を強いるものである。

保険組合は、請求人が国に対し退職手当金を請求し平成〇年〇月〇日に退職手当金を受領していることを根拠に、本件解雇の無効を主張しながらこれと矛盾する本件傷病手当金等の支給請求権を行使することも可能であったと主張する。確かに保険組合主張の事実は認められるが、解雇有効を主張している相手方当事者に対して、相手方の主張を前提として退職手当金を請求することと、第三者である保険組合に対して、自ら解雇有効（療養中であること）を積極的に主張・立証して本件傷病手当金等の支給を請求することとは、質的に異なる行為であり、両者を同列に論ずることはできない。したがって、請求人が退職手当金を請求したからといって、本件傷病手当金等の支給請求権の行使も期待することができたということにはならない。

また、保険組合は、そうだとしても、別件訴訟において請求人敗訴の第1審判決又は控訴審判決が言い渡された時点（平成〇年〇月〇日又は平成〇年〇月〇日）以降は、本件傷病手当金等の支給請求は困難ではないと主張する。しかし、訴訟においては不服申立てとして上告制度が用意されており、請求人は現実に上告の提起及び上告受理の申立てをしていたこと、上告審係属中も別件仮処分決定の効力が維持されていたことなどを考慮すると、なお上告審の決定が示されるまでは、請求人に本件傷病手当金等の支給請求を期待することは困難であるといわざるを得ない。

以上によれば、別件訴訟において請求人の敗訴が確定した平成〇年〇月〇日までの間は、本件傷病手当金等支給請求権の権利行使が現実に期待できるものであったということはできないから、本件傷病手当金等支給請求権の時効は、平成〇年〇月〇日から進行するというべきである。

そして、請求人が本件傷病手当金等の

支給を申請したのは、平成〇年〇月〇日であるから、本件傷病手当金等については、未だ消滅時効は完成していないことが明らかである。時効消滅を理由に本件傷病手当金等を不支給とした原処分は相当ではなく、取消しを免れない。保険組合は本件傷病手当金等のその余の支給要件について実体的な判断を行うべきである。

- 5 よって、原処分を取り消すこととし、主文のとおり裁決する。